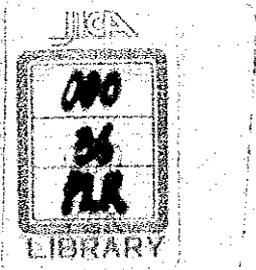


# 国際協力総合研修所(仮称)の 設立構想 (案)

昭和 57 年 11 月

国際協力事業団



国際協力事業団	
受入 月日 84.8.31	000
登録No. 14589	98360
	PPLR

# 目 次

	頁
I 国際協力総合研修所設立の意義	1
1. わが国の技術協力の動向と緊急課題	1
2. 技術協力専門家確保問題への対策の方向	5
3. 国際協力総合研修所設立の目的と効果	8
II 国際協力総合研修所設立構想	11
1. 総合研修所の目的	11
2. 総合研修所の特色	11
3. 総合研修所の活動	12
4. 総合研修所の機構	14
5. 総合研修所の施設	15
6. 総合研修所設立の基本計画	15
7. 総合研修所業務の内容と方法	17

JICA LIBRARY



1033757[4]

別表：

	頁
1. ライフワーク専門家の確保要領（案）	19
2. ライフワーク専門家の分野及び人数（例）	22
3. ライフワーク専門家の活動サイクルの事例	25
4. 専門家養成研修の体系	28
5. 情報の区分と種類	30
6. 調査研究の主要テーマ	32

資料：

1. 政府開発援助予算及び国際協力事業団予算の推移	33
2. 政府開発援助（ODA）の新中期目標及び重点分野	35
3. (1) 技術協力専門家の分野別派遣充足状況	38
(2) 技術協力専門家の地域別派遣充足状況	39
4. 技術協力専門家養成確保問題検討の経緯	40
5. 技術協力専門家養成確保総合検討委員会（昭和55年度） 及び同専門検討委員会（昭和56年度）委員名簿	47

## I 国際協力総合研修所設立の意義

### 1. わが国の技術協力の動向と緊急課題

(1) 近年、開発途上国からわが国に対する技術協力の要請が急速に増大しており、その期待はASEANの例に見られるように、とくに、わが国の人づくり協力にかけられている。

このような要請に応えるため、技術協力の拡充強化と、実施の効率化が強く求められている。

開発途上国の国づくりにとって最大の隘路の一つは、開発のための人材の不足にある。技術協力は、これら人材の育成（人づくり）に協力することを目的としている。

わが国の技術協力は、このような人づくりに係る国際的な期待と要請に応え、近年飛躍的に伸展している。（資料1参照）さらに、今後わが国の技術協力は、政府開発援助の新中期目標と、ASEAN人づくり協力の例に見られる「人づくり」に重点を置いた政策方針の下に、より一層の拡充強化が図られようとしている。（資料2参照）

一方、このような情勢の下で、技術協力を供与するわが国のみならず、これを受入れる途上国側においても、協力の効果に関心が寄せられ、より効率的な協力の実施が強く求めら

れてきている。

- (2) 技術協力とは、人を通じ技術を移転することに特色と意義があり、したがって、協力活動に直接携わる日本人技術者、すなわち技術協力専門家が技術協力の推進にとって不可欠の要素である。

技術協力は、人と人との全人格的なふれ合いを通じ、技術を移転することに主眼がある。したがって、現地で直接協力活動に携わる日本人技術者すなわち技術協力専門家が当然不可欠の要素であり、協力規模に相応する人員の確保が必要である。また、専門家の活動いかんによって協力効果が左右されることになるため、専門家には、その資質として専門能力を備えていると共に、国際性の豊かさが求められる。

- (3) 現在技術協力専門家のほとんどは、これを専業としない国内の既存の組織から一時借上げる方式で賄なわれている。

わが国の技術協力は、元来国内の既存の各種組織から職員をその都度専門家として借り上げる方式によって実施されている。したがって、専門家のほとんどは、通常各機関本来の業務に従事しているもので、技術協力を専業とするものではない。

このため、専門家の確保にあたっては、もともと専門家としての人材層が脆弱で、海外派遣に係る国内制度も不十分な上に、その時々国内事情に大きく影響される仕組みになっている。

- (4) 最近、技術協力の急速な拡大、多様化にともない、優秀な専門家の適切な確保が一層困難になっており、これの対応策が技術協力推進上の緊急課題になっている。

国際協力事業団は、政府ベース技術協力の一元的実施機関として、国内・外からの要請に 대응するため技術協力の拡充とその効率的実施に鋭意取り組んでいる。しかしながら、最近協力規模・対象地域の拡大と協力内容の多様化が急速に進展しており、多種多様の専門家派遣要請が急増している一方、国内的には専門家の主要な供給源である官公庁、特殊法人、民間企業において定員削減等の合理化が進んでおり、専門家の確保が一層困難になって来ている。(資料3参照)

このため、技術協力の推進上次のような問題が顕在化し、年々その深刻さを増しており、早急な対策が迫られている。

- ① 優秀な専門家人材を多数必要とする協力規模の拡大に対応し切れない。

- ㊦ 苛烈な生活環境と語学の問題に耐え得る専門家を要する  
協力対象地域の拡大に処し切れない。
- ㊧ 下記の如く、相手国の真のニーズに合致した計画性、継続性のある効果的な協力が行い難い。
- ・ 所属先の都合が優先し、専門家を適時、適切に派遣することが困難である。特に長期間の派遣が非常に難しくなっている。
  - ・ 国内では専門分野が細分化され、協力の案件発掘、協力の計画・実施管理・評価に不可欠な総合的な専門能力を有するゼネラリストを得ることが困難である。
  - ・ 協力の継続性を保つために必要な、一貫してその協力に従事出来る専門家が得られない。
  - ・ 協力要請分野が国内で技術蓄積の乏しいものである場合、当該分野の専門家が得られない。
- ㊨ 所属先の都合により、協力経験者の再派遣が難しく、また、専門家は協力終了後、直ちに所属元の職場に復帰せざるを得ない。そのため、技術移転に関する経験、ノウハウが蓄積されず、将来の協役に活かされ難い。

## ス. 技術協力専門家確保問題への対策の方向

- (1) 外務省が55～56年度設置した総合検討委員会において、対策を検討した結果、技術協力の実施機関である国際協力事業団自ら、一定数のライフワーク専門家を保有すること、また広く国内人材の養成を強化すること等、抜本的な対策が必要であるとの提言がなされた。

専門家の養成確保問題は、わが国技術協力の停滞に直結するものとして、昭和46年の対外経済協力審議会答申を皮切りに、これまで各界から多くの提言、意見が出されている。さらに、再三にわたり、その対策具体化への早期対応が強調されている。(資料4参照)

外務省は、このような実情をふまえ、昭和55～56年度のヌカ年にわたり、それぞれ、「技術協力専門家養成確保総合検討委員会」(小倉武一座長)及び「同専門委員会」(遠藤寛二委員長)を設置し、対策の検討を行った。(資料5参照)

その結果、対策の指針、方向について次のような提言が示された。

- ① 技術協力の中核となって生涯にわたり協力活動に携わる「ライフワーク専門家」を国際協力事業団自ら一定数、必

要な身分措置のもとに確保し、海外、国内で十分な活用を図ること。

- ⑤ 技術協力は国内の科学技術の総力を挙げて取り組む必要があり、そのため、広く国内の専門家人材の養成研修を抜本的に拡充強化し、適切な確保と効果的な活用を図ること。
- ⑥ そのために必要な技術協力に関する情報の整備及び調査研究を行うこと。
- ⑦ また、専門家の母港的機能を形成すること。  
併せて、身分、処遇等に関する国内制度改善のための啓発活動の強化を図ること。

- (2) さらに、これら方策の具体化に必要なネットワーク専門家確保活用、人材の養成研修、これらに必要な情報整備及び調査研究の諸活動は、相互に関連させ総合的、かつ、組織的に実施されることに意味がある。
- このため、早急に国際協力事業団に「国際協力総合研修所」を設置し、これに対応する必要がある、という具体的な対応策が示された。

前記提言において、さらに対策の具体化について、次のような具体策が示された。

- ① 前記方策は、技術協力事業と不可分一体をなすものであることから、技術協力の実施機関である国際協力事業団が自ら取組むことが必要、かつ、適当である。
- ② また、これらの方策のためには、ネットワーク専門家の確保、人材養成、情報整備、調査研究等の活動が必要となるが、これらは相互に密接に関連しており、総合的に実施されることに大きな意味がある。
- ③ そのためには、可及的速やかに国際協力事業団に「国際協力総合研修所」のような組織を新設し、組織的に対応することが必要である。

国際協力事業団は、これら提言を基に、昭和57年度に調査費を計上し、国際協力総合研修所の設立に関して具体的計画の策定を進め、早急な実現を図ることとした。

### 3. 国際協力総合研修所設立の目的と効果

- (1) 総合研修所は、技術協力専門家の養成確保と協力活動の強化を目的として、設立されるものである。

総合研修所は、技術協力の拡充強化と効率的実施についての国内外からの要請に対処するため、次の目的をもって設立されるものである。

- ① 技術協力の推進上目下隘路となっている分野、職種について一定数の「ライフワーク専門家」を事業団固有の専門家として確保するとともに、事業団外部に求める人材に専門家としての資質を備えせしめるよう養成研修を抜本的に強化し、もって、優秀な専門家の適切な確保と効果的な協力活動に資すること。
- ② そのために必要な技術移転に関する情報整備及び調査研究を併せ実施すること。
- ③ また、ライフワーク専門家をはじめ広く協力に従事する専門家の母港的機能を形成すること。

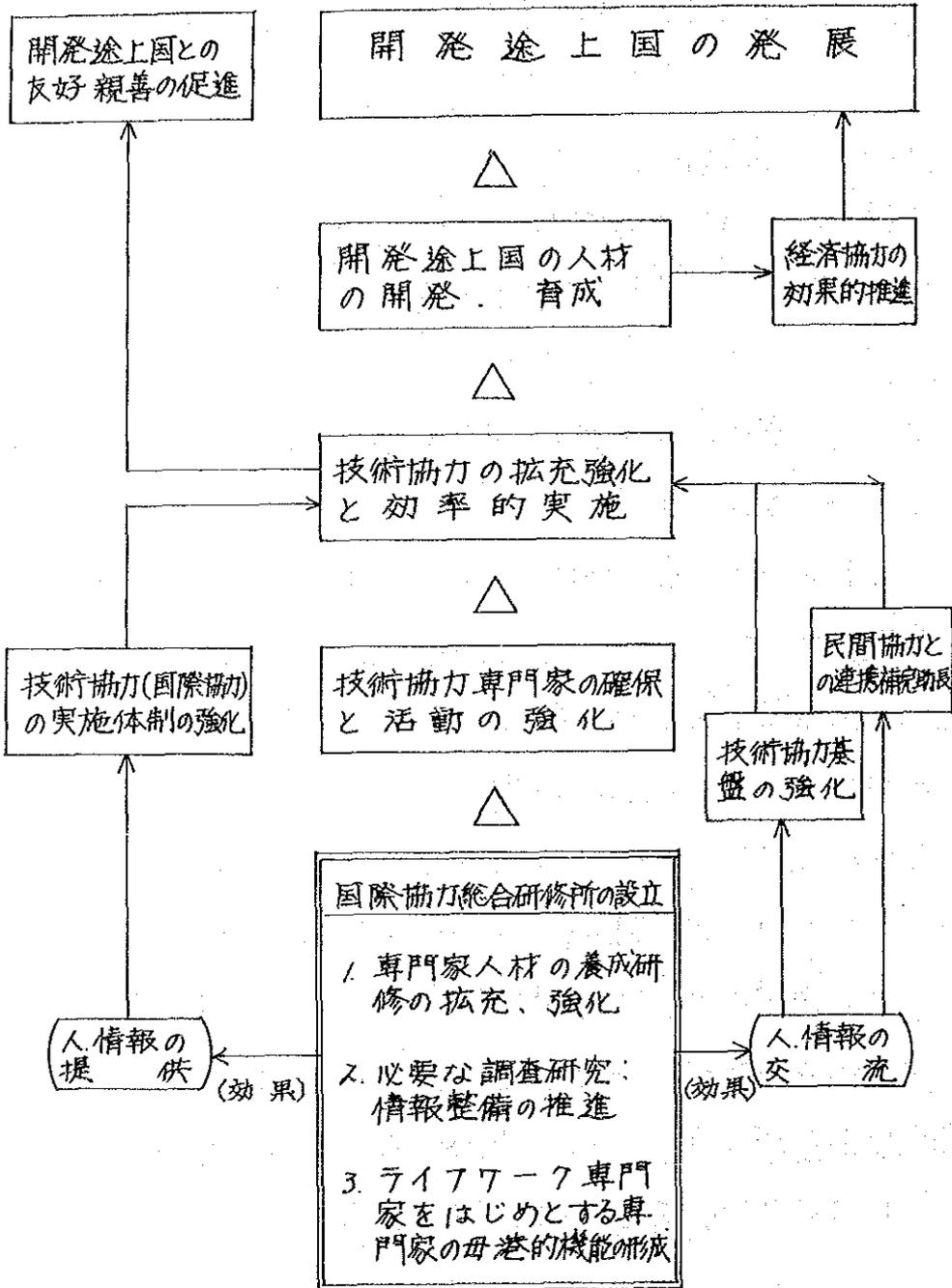
- (ヌ) 総合研修所の設立によって、さらに、技術協力の実施体制と基盤の強化に、また、民間ベースの協力との連携促進に広く貢献することが期待できる。

総合研修所が、設立目的に沿って組織的総合的に機能することによって、技術協力（技術移転）に関する地域別、専門分野別の知識、ノウハウをティフワーク専門家（人）と情報の形で、集中的に蓄積し、またこれらを提供する体制が確立されることになる。

したがって、総合研修所の設立によってさらに次の効果が期待できる。

- ① 「人」と「情報」の提供によって、事業団の専門能力が画期的に増強され、技術協力（国際協力）全体の実施体制がより強化される。
- ② 国内外の関連機関との「人」と「情報」の交流によって、これら機関との関係が一層緊密になり、技術協力の基盤がより拡大強化される。
- ③ 民間部門との「人」と「情報」の交流によって、民間ベース技術協力との連携、補完がより助長される。

# 国際協力総合研修所設立の意義



## II 国際協力総合研修所設立構想

### 1. 総合研修所の目的

総合研修所は、ライフワーク専門家を確保し、併せて技術協力等の業務の遂行に必要な人員（以下「専門家等人員」という。）の養成研修並びに技術移転に関する情報の整備、提供及び調査研究を総合的に行い、もって専門家等人員の十分な養成確保と効果的な協力活動の促進を図り、効率的な国際協力の推進に資することを目的とする。

### 2. 総合研修所の特色

総合研修所は、その目的に徴し、業務運営、機能及び活動において次の特色を有する。

#### (1) 総合性

- 専門家等人員の養成研修・情報整備提供、調査研究の各業務を総合して実施する。
- 各業務は、技術協力に関する総ての対象地域、技術分野、業種、協力形態、協力内容等を対象とする。

#### (2) 専門性

- 技術協力（技術移転）に関する地域、分野、手法等において専門技術集団を形成する。

○技術移転に関する研究、情報の国内外関連機関との交流の拠点を形成する。

### (3) 集中性

○専門家等人員の養成並びにライフワーク専門家の確保及びその提供を集中的に行う。

○技術移転に関する手法の開発、及び情報の蓄積並びに提供を集中的に行う。

## 3. 総合研修所の活動

### (1) 業務運営の基本方針

総合研修所は、次の基本方針にもとづいて業務を運営する。

イ. 国際協力事業団本部のニーズに対応して業務を実施する。

ロ. 各業務相互間の有機的連携により全体機能を高めるとともに、その成果は直接協力活動にフィードバックすることをねらいとして業務を実施する。

ハ. 国内、海外の関連機関との強かな連携と、民間部門等との広範な交流の下に業務を実施する。

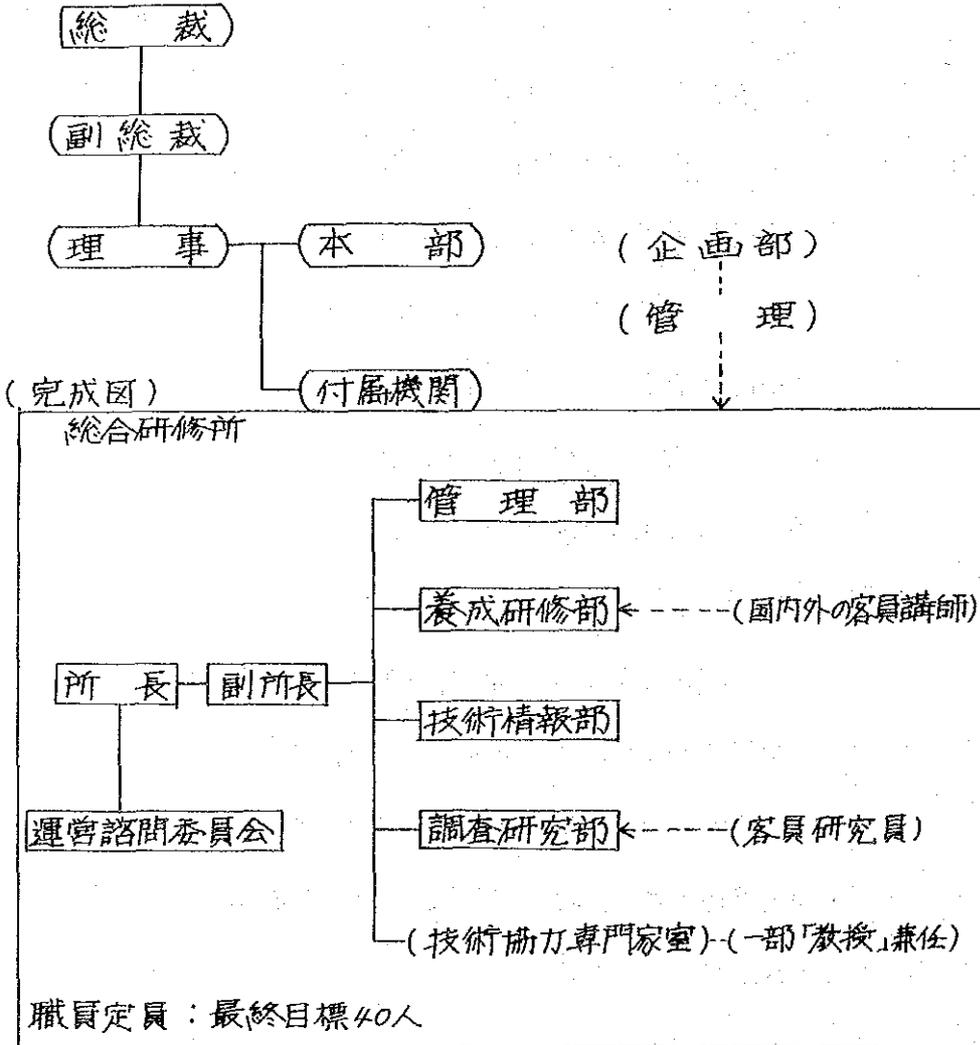
(2) 業務の範囲

総合研修所は、その目的を達成するため次の業務を行う。

- イ. ライフワーク専門家を「国際協力事業団技術協力専門家」として確保し、海外及び国内のローテーションの中で有効に活用すること。
- ロ. 技術協力のため海外に派遣する専門家を中心に技術協力等の業務の遂行に必要な人員について養成研修を行うこと。
- ハ. 専門家等人員の養成研修、協力活動等に必要な技術移転に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- ニ. 専門家等人員の養成研修、協力活動等に必要な技術移転に関する調査及び研究を行うこと。
- ホ. 上記業務に付帯する業務及び上記の他総合研修所の目的を達成するために必要な業務を実施すること。

#### 4. 総合研修所の機構

総合研修所の機構は、次のとおりとする。



## 5. 総合研修所の施設

国際協力総合研修所の施設は、当面既存の施設の活用により対応することとするが、規模の拡大等に伴って、研修所本部（事務・執務関係室、会議関係室、研究研修関係室、図書資料関係室、ラウンジその他）、及び研修用教室（大中小の各規模の教室の他、視聴覚教室、講堂等を含む）からなる相当規模の施設が必要とされる。

## 6. 総合研修所設立に必要な措置

総合研修所は、専門家等人員の養成確保問題の緊要性に鑑み、早急な設立（昭和58年度に開設）を図ることとし、そのために以下の措置を講ずる必要がある。

### (1) 機構定員の確保

(2) 施設に関する調査及び既存施設の改修、利活用も含め必要施設の確保

### (3) 事業予算の確保

既存「専門家等養成確保事業経費」に加え、新規経費として特に、

イ. タイプワーク専門家確保経費

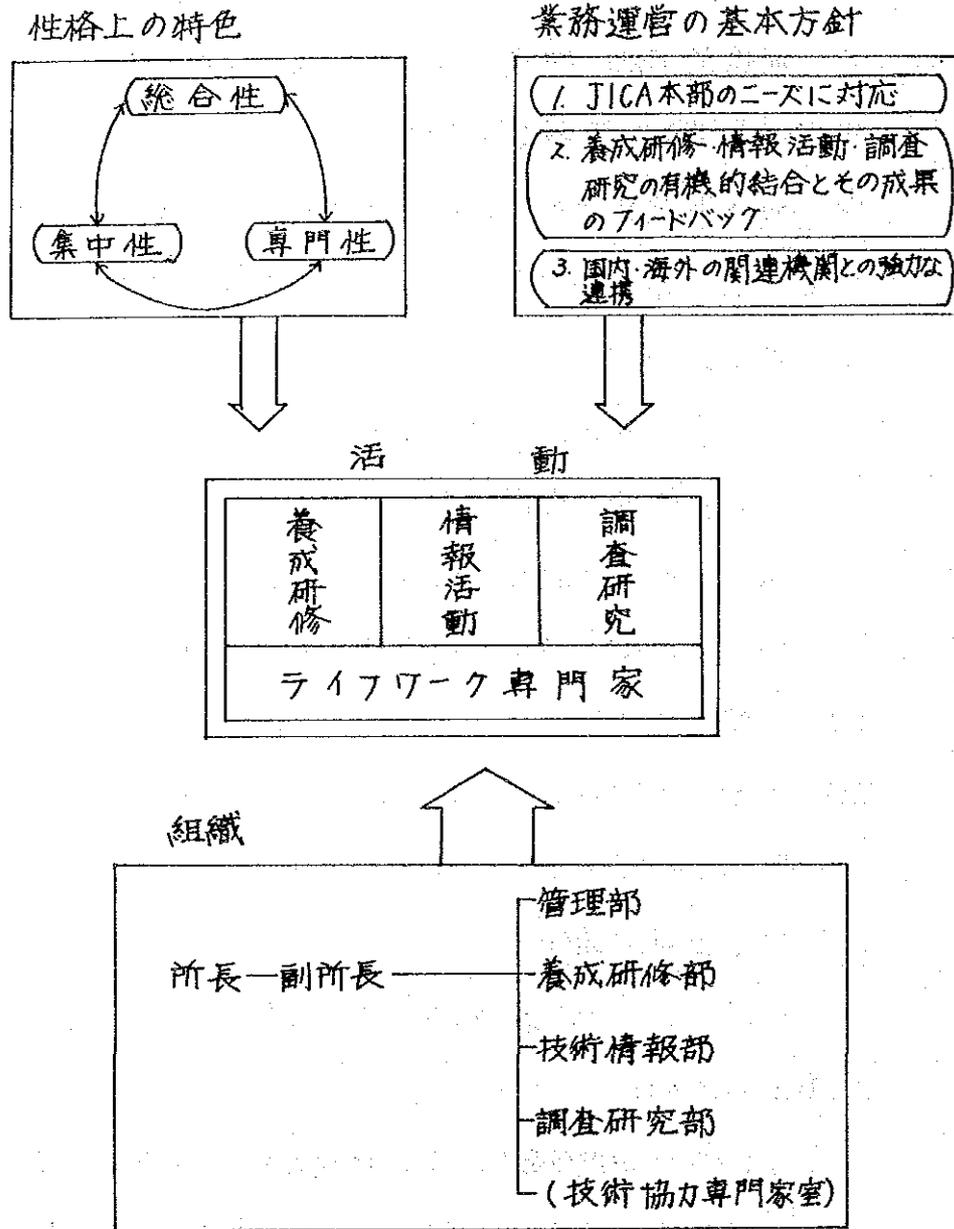
ロ. 技術協力総合研修経費

ハ. 技術移転調査研究活動経費

ニ. 技術移転情報整備活動経費

(参考)

国際協力総合研修所の組織・機能・活動



## 7. 総合研修所業務の内容と方法

総合研修所は、次により業務を実施する。

### (1) ライフワーク専門家の確保及び活用

① ライフワーク専門家は、「事業団技術協力専門家」として、安定した身分、処遇の下に確保する。

(別表1.「ライフワーク専門家の確保要領(案)参照)

② ライフワーク専門家は、次の種類区分に従い、それぞれ必要な分野(別表2.「ライフワーク専門家での分野(例)参照)について確保する。

イ. 幅広い知識と経験を有するゼネラリスト級の専門家、主要な分野について高級顧問、プロジェクト・リーダー等、幅広い知識・経験と交渉能力をもった専門家

ロ. 技術協力の調査から計画、実施、評価まで一貫して協力に従事するような協力の中核として他の専門家をリードする専門家

主要な分野について、専門技術能力を有し、かつ技術協力の実施に通暁している専門家

ハ. 国内に技術蓄積が乏しく、既存組織から得難い分野の専門家

協力要請が普遍的にあり、これに応える必要があるが、国内で得難い分野の専門家

- ③ ライフワーク専門家は、海外派遣を主体とし（海外4年、国内2年の基準でローテーションを想定）、次により積極的に活用する。（別表3.「ライフワーク専門家の活動サイクルの事例」参照）
- イ. 海外において

高級顧問、プロジェクトリーダー、一般専門家（長期、短期）、調査団長、調査団員、長期調査員

ロ. 国内において

- ・養成研修指導（教授、コースリーダー、講師）
- ・研修員受入研修指導（コースリーダー、講師）
- ・調査研究（主任研究員、研究員）
- ・技術的助言（作業監理委員、プロジェクト運営委員、専門技術委員等）
- ・国内啓発、技術交流等

## 別表1. ライフワーク専門家の確保要領(案)

### 1. ライフワーク専門家の身分

「国際協力事業団技術協力専門家」としての身分を付与し、事業団職員とは峻別する。

### 2. ライフワーク専門家の待遇

(1) ライフワーク専門家の初任本俸、昇格、昇給、給与についての制度は事業団職員とのバランスを勘案しつつ、その性格をふまえて別途定める。

(2) ライフワーク専門家の服務条件については別途定めるが、採用年令、退職、解職条件は次のとおりとする。

A. 採用年令は満30才以上とする。

B. 停年は満60才とする。

ただし、必要に応じ5年を限度として、1年毎に延長可能とする。

C. 海外派遣の勤務に耐えられない状況にあると認められるとき、又は専門家としての適格性を欠くと認められるときは解嘱できるものとする。

### 3. ライフワーク専門家の募集及び選考

(1) ライフワーク専門家としての採用資格要件は、次のとおりとする。

- A. 年齢 30 ~ 55 才で海外を主体にした勤務に耐えられること。
- B. 技術協力に必要な専門分野において十分な専門技術能力を有すること。
- C. 十分な語学能力を有すること。  
(「専門家語学手当ス級」を最低基準とする。)
- D. 十分な一般常識、国際協力についての知識を有すること。
- E. 原則として、技術協力又はこれに準ずる海外経験を有すること。
- F. 人格に優れ、心身ともに健全であること。

(2) ライフワーク専門家の募集

派遣中専門家、専門家経験者、事業団特別嘱託、登録専門家、帰国協力隊員、国際機関職員経験者、その他民間技術協力経験者の中から経歴、実績等を勘案し、候補者を選考する。

(3) ライフワーク専門家の選考方法

専門分野、学歴、職歴、海外歴、業績、資格、身上申告、身元保証、推せん文等を記載した応募書類の審査、一般教養(筆記)試験、語学試験、専門試験としての論

文試験・口頭試問及び最終面接試験を行い、候補者を選考する。

語学試験については、外部機関に委託して実施し、専門試験については必要に応じ、外部有識者も選考委員に加える。

別表2. ライフワーク専門家の分野及び人数(例)

1. ゼネラリスト級の指導的専門家 (50名)

(1) 職種

高級顧問、プロジェクト・リーダー、調査団長、教授  
コース・リーダー、主任研究員

(2) 分野

ゼネラル・アグロノミイ、灌漑計画、林業開発、水  
産開発、中小工業開発、鉱業開発、工業開発、電気通信  
開発、職業訓練計画、交通計画、地域開発、開発計画、  
開発経済、プロジェクト・マネジメント

2. プロジェクトの調査から計画、実施、評価まで一貫して、  
協力に従事するような、主要な分野の中核となる専門家、研  
(100名)

(1) 職種

プロジェクト専門家、個別派遣専門家、長期調査員、研  
修講師、研究員

(2) 分野

社会開発-----道路交通、港湾開発、鉄道開発、電気  
通信、土木建設、都市計画、水資源、  
上下水道、住宅、電子工学、コンピエ

一ツ一教育、電話網、理科教育、視聴  
覚教育、教育工学。

農林水産-----農業普及、稲作、畑作、農業土木、農  
業機械、畜産開発、造林、農村総合  
開発、養殖、漁業資源開発、農産物加  
工、林業機械

保健医療-----公衆衛生、看護教育、環境衛生、寄生  
虫学、衛生検査、人口計画、家族計画

鉦工業-----機械、金属加工、繊維、電力開発、化  
学工業、電子工業、エネルギー開発、  
経営管理、採鉦保安、公害防止、地質  
調査、冶金、窯業、木工、市場調査

### 3. 外部から得難い分野の専門家 (30名)

#### (1) 職 種

プロジェクト専門家、個別専門家、長期調査員、研修  
講師、研究員

#### (2) 分 野

社会開発-----観光開発

農林水産-----乾燥地農業、畑作(特用作物)、農産  
品流通、果樹園芸、内水漁業、水産増

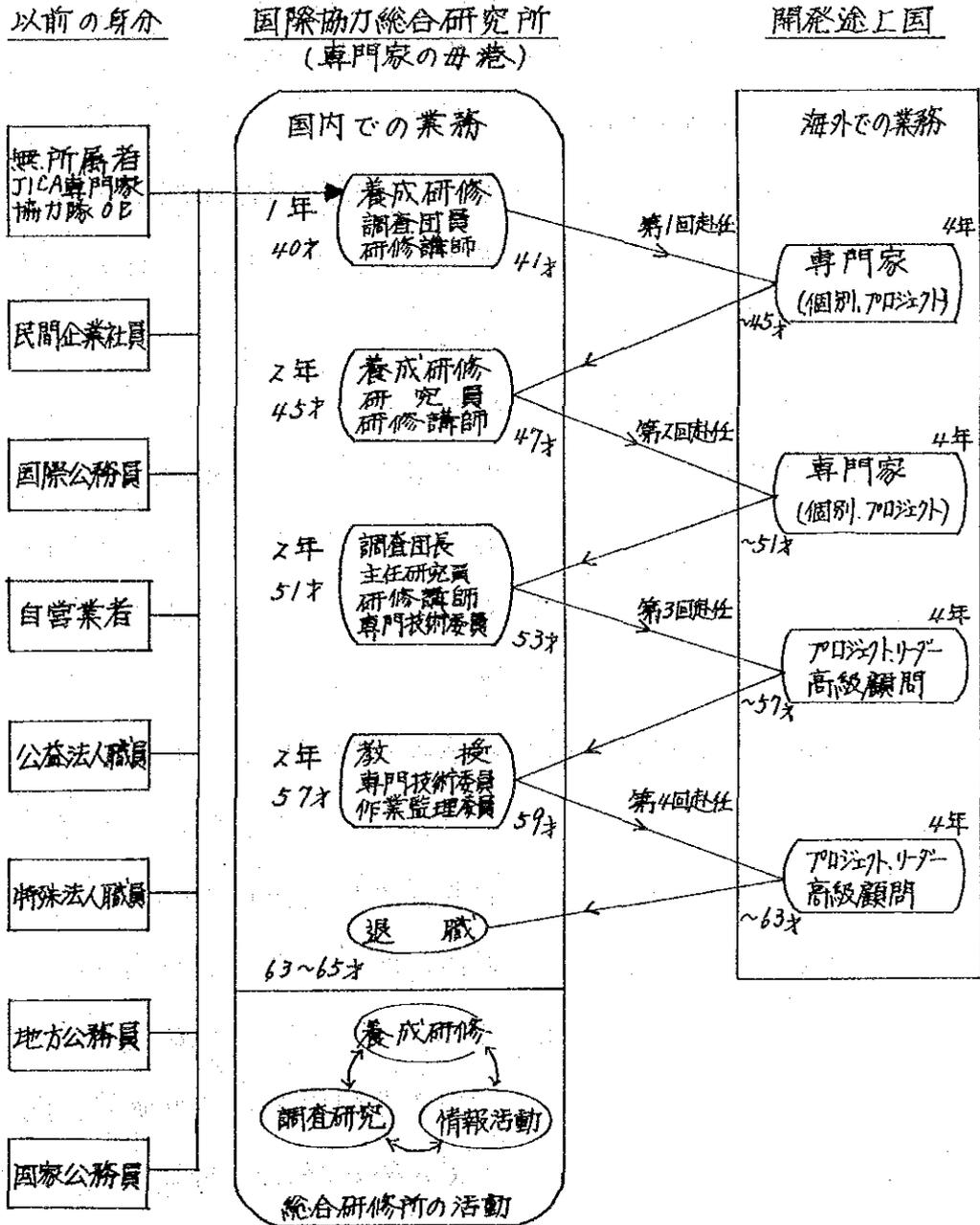
養殖

保健医療-----熱帯風土病

鉾工業-----家内工業、地球物理探査

別表3. タイフワーク専門家の活動サイクルの事例

(40才の専門家の場合)



## (2) 専門家等人員の養成研修

専門家等人員の発掘養成研修及び派遣前オリエンテーションを下記の研修コースによって体系的に実施する。

(別表4. 「専門家養成研修の体系」参照)

### イ. 専門家等発掘のための啓発

- 啓発セミナー-----国内における潜在専門家等人材を  
発掘するために行われる短期間  
のセミナー

### ロ. 専門家等人員養成のための研修

- 中期研修-----専門家等として予定ないし、期待される人員を対象とする分野別技術及び語学を主体とした研修
- 海外長期研修-----指導的な専門家としての活躍が長期にわたって期待される専門家養成のための研修
- 国内長期技術研修-----帰国専門家、青年海外協力隊OB及びライフ・ワーク専門家等が次回の専門家としての派遣に備えて技術の補完・向上を図るた

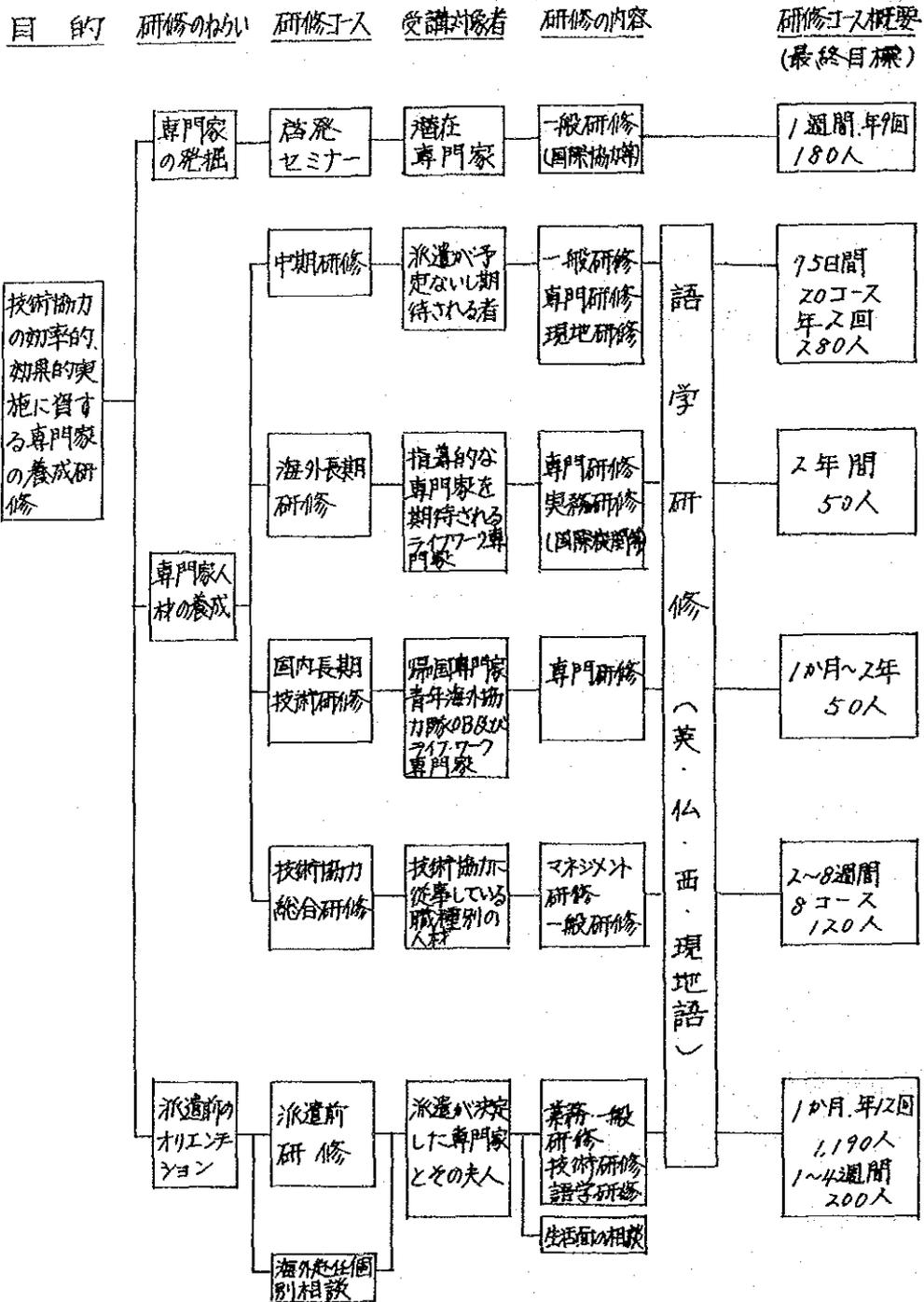
## めの研修

- 技術協力総合研修--技術協力に従事している、又は予定している人員を対象とする職種別を主体とした総合的な研修

## 八、専門家の派遣前のオリエンテーション

- 派遣前研修-----専門家として、海外派遣が決定した専門家とその夫人を対象とする一般的な及び業務上のオリエンテーション並びに語学及び技術研修
- 海外赴任個別相談--専門家として海外派遣が決定した専門家とその夫人を対象とする生活面を主体とした個別相談

別表4. 専門家養成研修の体系



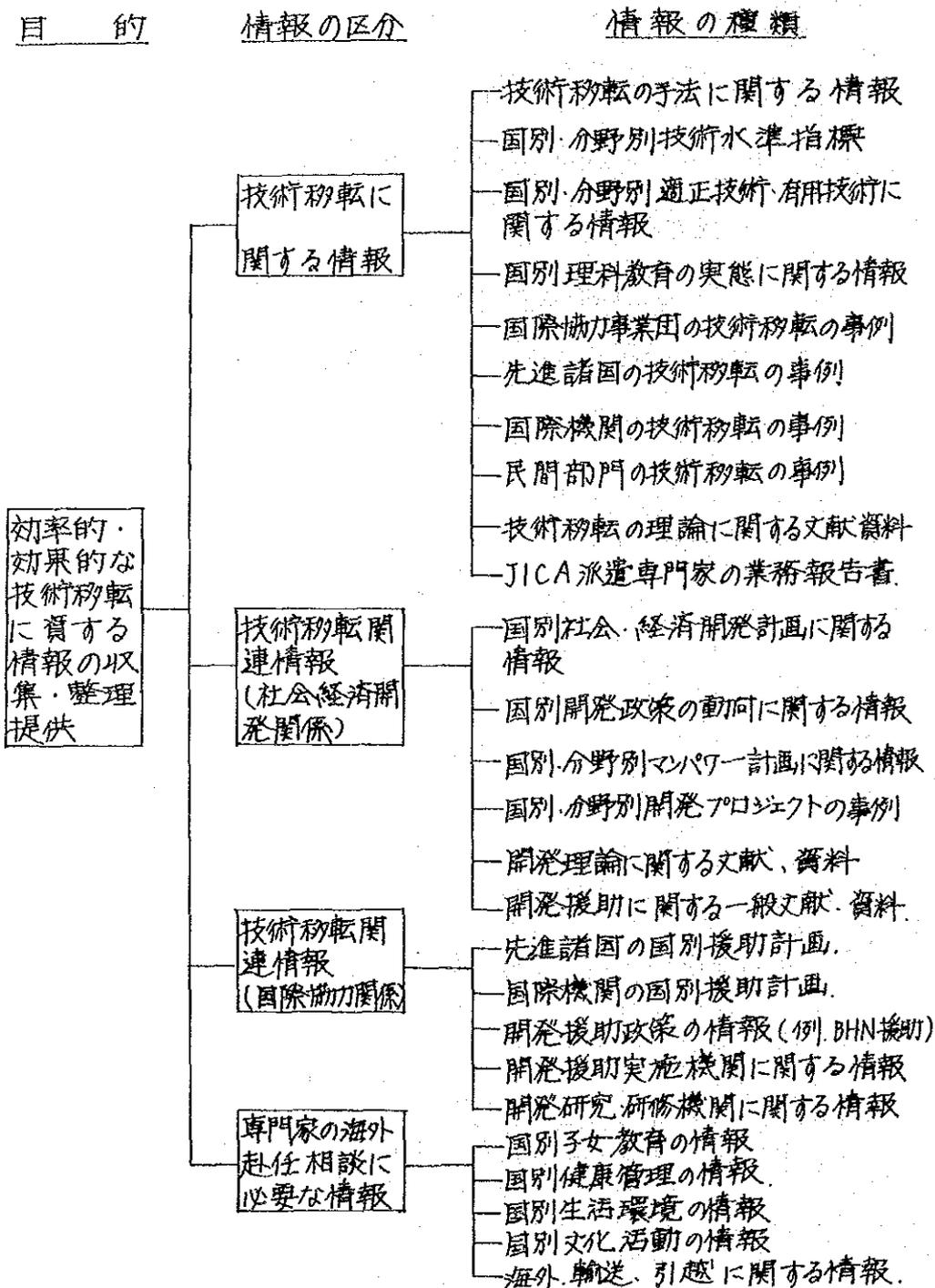
(3) 技術移転に関する情報の収集・整理・提供

技術移転に関する次の情報を体系的に収集整理し、専門家等人員の養成研修及び協力活動に提供する。(別表

5. 「情報の区分と種類」参照)

- イ. 技術移転に関する情報
- ロ. 社会、経済開発関係の技術移転関連情報
- ハ. 国際協力関係の技術移転関連情報
- ニ. 専門家の海外赴任個別相談に必要な情報

別表5. 情報の区分と種類



#### (4) 技術移転に関する調査研究

技術移転に関する過去の経験等を以下のテーマについて、分析・整理・体系化し専門家等人員の養成研修、及び協力活動にフィードバックする。

(別表6. 「調査研究の主要テーマ」参照)

##### イ. 総合的な技術移転の手法研究

開発途上国への技術移転を効果的に実施するための国別・分野別手法、適正技術、技術水準等に関する調査、分析、事例の比較研究等を行う。

##### ロ. 技術協力の計画、実施管理、評価の手法研究

各種技術協力の計画段階から実施管理、評価段階に至るまでの各段階で必要とされる手法を調査研究し、改善を図る。

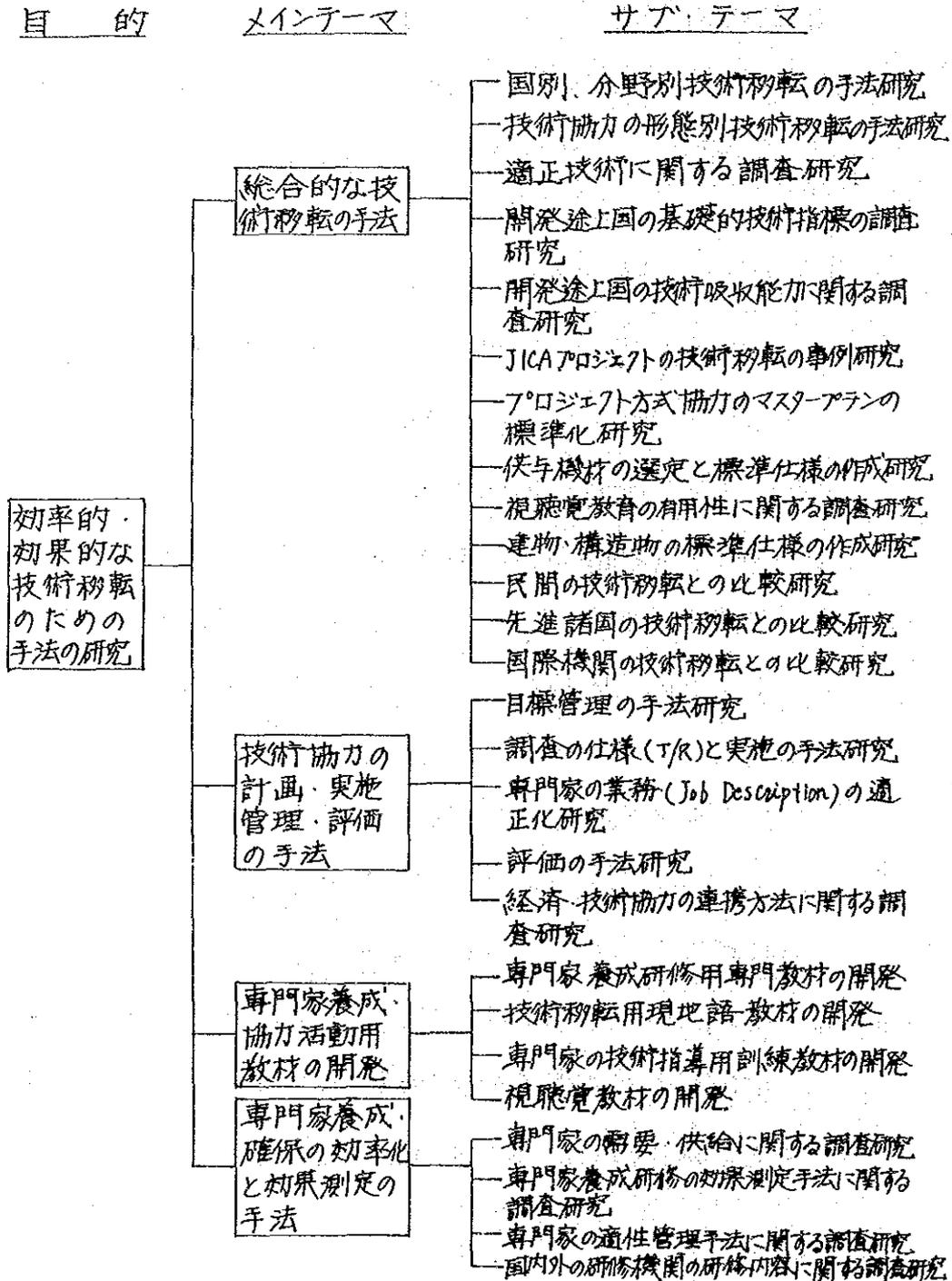
##### ハ. 専門家養成協力活動用教材の開発

専門家の養成研修及び技術協力活動に必要な、視聴覚教材を含めた各種教材の開発を行う。

##### ニ. 専門家養成確保業務の効率化と効果測定の手法研究

専門家養成確保業務を効果的に実施し、その効果測定を正確に行うための手法を研究する。

別表6 調査研究の主要テーマ



資料 1. 政府開発援助予算及び国際協力事業団  
予算の推移

1). 政府開発援助・技術協力予算額の推移

(単位：百万円)

事項 \ 年度	51	52	53	54	55	56	57
1. 二国間贈与	64,479	74,496	109,156	155,382	184,470	214,894	240,723
(1) 無償資金協力	27,273	30,620	57,923	93,565	111,697	128,394	141,637
(2) 技術協力	37,206	43,876	51,233	61,717	72,773	86,500	99,086
2. 二国間貸付等	295,632	334,920	361,556	397,588	431,553	477,020	528,750
3. 国際機関向政府開発援助	105,777	153,990	187,420	202,101	247,961	240,981	229,698
4. 回収金等 (△)	△15,316	△14,869	△22,741	△33,358	△23,754	△44,051	△57,374
政府開発援助予算合計 (対GNP比%)	450,722 (0.266)	548,537 (0.284)	635,341 (0.302)	721,713 (0.311)	840,230 (0.339)	888,844 (0.336)	941,807 (0.340)

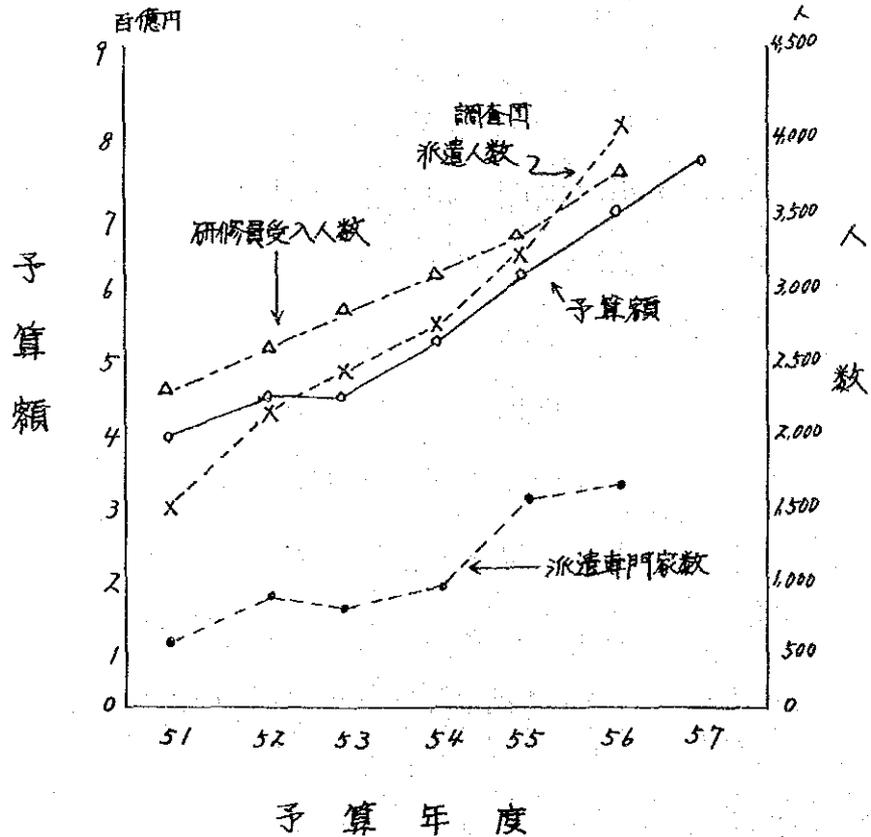
(注) (1) 昭和51年度から57年度までの政府開発援助  
予算額の伸びは、450,722百万円から941,087百  
万円と約2.1倍増となっている。

(2) 政府開発援助予算額に占める技術協力予算額は  
8～11%であり、7年間の伸びは37,206百万円か  
ら99,086百万円と約2.7倍増となっている。

2) 国際協力事業団の予算額及び事業実績の推移

事項	年度	51	52	53	54	55	56	57
予 算 (百万円)		40,390 (100)	44,282 (109.6)	46,334 (114.7)	54,373 (134.6)	62,768 (155.4)	70,756 (175.2)	76,935 (190.5)
派遣専門家教 (人)		683 (100)	967 (141.5)	915 (134.0)	982 (143.8)	1,532 (224.3)	1,674 (245.0)	
調査団派遣人数 (人)		1,602 (100)	2,188 (136.6)	2,562 (159.9)	2,762 (172.4)	3,349 (209.5)	4,130 (257.8)	
研修員受入人数 (人)		2,272 (100)	2,688 (118.7)	2,861 (125.9)	3,124 (137.5)	3,393 (149.7)	3,742 (164.7)	

(注) ( ) 内数字は、昭和51年度を100とした場合の指数



## 資料ス。政府開発援助(ODA)の新中期目標及び重点分野

### (1) 政府開発援助(ODA)の新中期目標(昭和56年1月、外務省発表)

#### 『政府開発援助の中期目標について』

我が国に課された国際的責任を果し、南北問題の解決に資するため、厳しい財政再建期間中ではあるが、下記のとおり政府開発援助(ODA)の中期目標を設定する。

この中期目標を確実に達成するための前提として、世界経済を著しく混乱、停滞させるような事態の生ずることがなく、我が国経済の安定的な成長を可能ならしめる外的条件が維持され、かつ援助受入れ国において、経済社会開発への自助努力を効果的に支援するための援助に対する受入れ体制が一層整備されることを期待する。

また、今後さらに援助受入れ国の国情、ニーズ等に対応した援助約束の拡大、執行率の促進等に努める。

#### 記

#### (中期目標)

政府は、ODAを積極的に拡充し、引続きそのGNP比率の改善を図り、1980年代前半5カ年間のODA実績総額を1970年代後半5カ年間の総額(1068億ドル程度)の倍以上とするよう努める。

このため、(1) 1980年代前半5か年間に於いて、1970年代後半5か年間に比しODAに関連する国の予算を倍以上とすることを旨とする、(2)政府借款の積極的拡大を図る、(3)国際開発金融機関の出資等の要請に対し、積極的に対応する。□

(2) 政府開発援助(O DA)の新中期目標重点分野(昭和57年1月19日の鈴木総理のバンコックスピーチより抜粋)  
「今後ASEAN地域への経済協力を推進するにあたり、いかなる分野に重点を置くべきでありましょうか。私はここに、次の重要な要素をあげたいと思います。」

「まず第一は、農村の開発及び農業の振興についてであります。-----

近代化への大道は先づその国の農業と農民生活の基盤整備から着手することにあると言えましょう。-----

私は早急に政府レベルの協議を開始し、力を合わせて農業の振興及び農村開発を推進することを提案したいと思っております。」

「第二にエネルギー開発についてであります。-----

わが国としては石油、石炭、天然ガス開発、水力発電等、在来エネルギーのうち政府ベースの協力になじむものに

つについては、今後とも従来の協力を拡充してまいります。  
太陽熱、地熱、バイオマス等の「新再生可能エネルギー」  
開発の可能性も高く、ASEANの要望も高まっていると  
承知しております。」

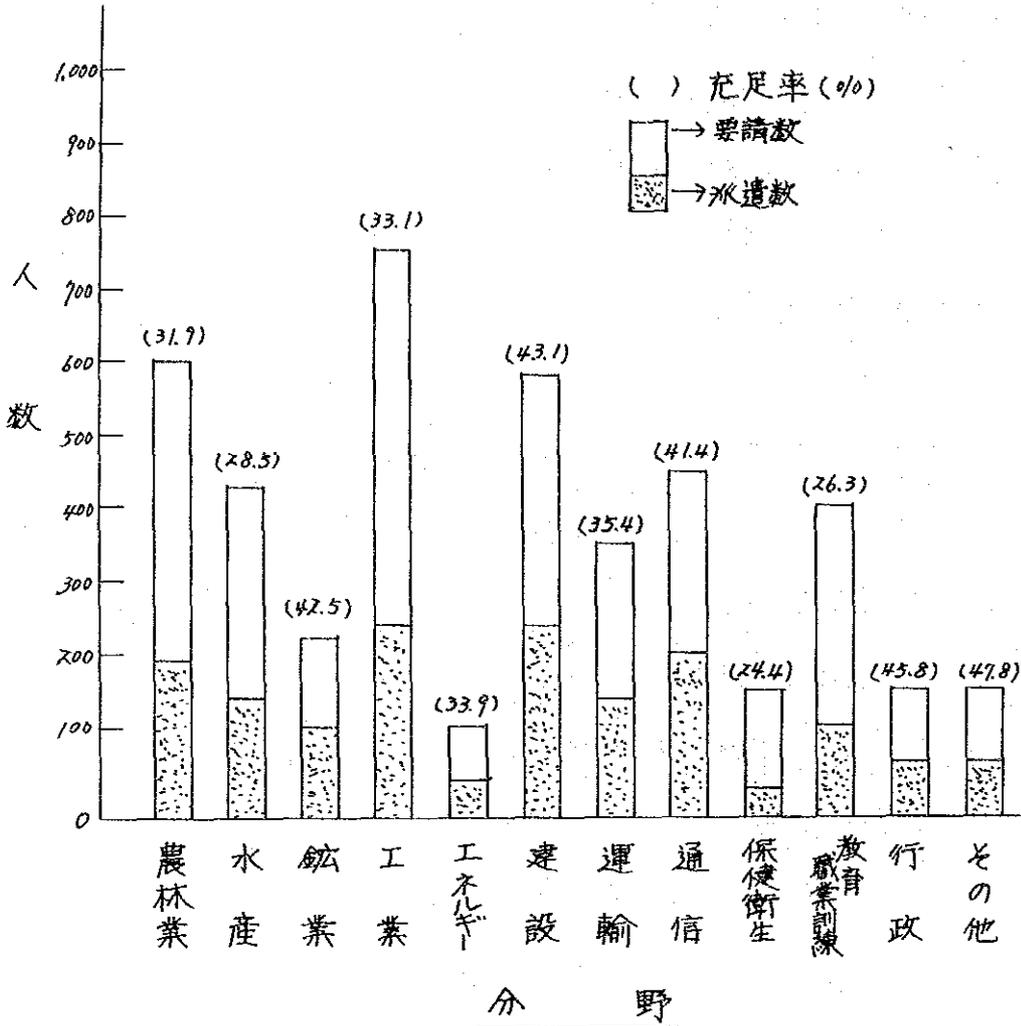
「第三に、かかる農林、農業開発、エネルギー開発、更  
には、工業化を進めるあたっては、これらの開発の担い  
手を育成する「人・造・り」の推進が不可欠であります。特  
にASEAN諸国は近年目ざましい経済発展を遂げており、  
今後「人造り」の必要性は一層高まっていくと思われま  
すので私は現在ASEAN「人造り」プロジェクトの構想  
を抱いております。-----各国に一つずつ  
ASEAN「人造り」センターを設定し、各国のセンター  
はASEAN域内に開放され、これに対し、わが方は充分  
の無償資金協力と技術協力を行うというべきであります。」

「第四は、中・小・企・業の振興であります。-----  
わが国の中小企業施策の経験と蓄積をASEAN協力の中  
で生かしてまいりたいと思います。

当面の急務は「ASEAN」工業プロジェクトに対する総  
額10億ドルの資金協力を一日も早く実施することであ  
ると考えます。」

資料3 (1)技術協力専門家の分野別派遣充足状況

(個別派遣専門家 昭和53~55年度実績)



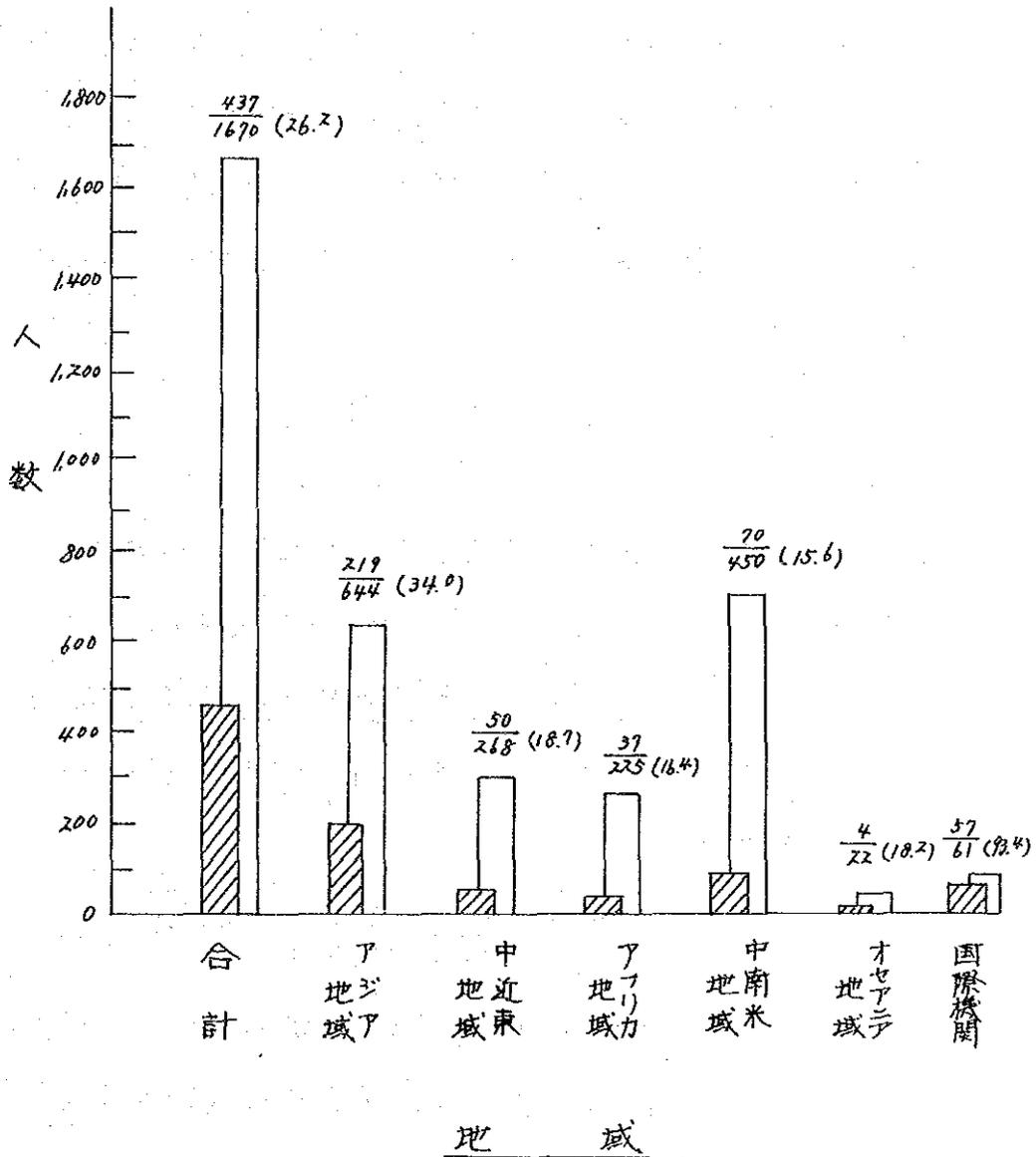
(注) 昭和53~55年度における技術協力専門家(個別派遣)

の派遣要請数4,326人に対して、派遣数は1,529人

(長期502人,短期1,027人)で、その充足率は35.3%であった。

(2) 技術協力専門家の地域別派遣充足状況

(個別派遣専門家、昭和54年度実績)



#### 資料4 技術協力専門家養成確保問題検討の経緯

昭和46年9月 対外経済協力審議会答申

「真に開発協力を理解と情熱をもった人をあてて事業を実施しないと、かえって双方の関係を悪くするような結果を生むおそれもあるので、各界の一層の努力を確保し、人材の発掘のための基盤を整備する等、これに従事する人の計画的養成に努めることが急務である」

昭和48年11月 対外経済協力審議会意見

「今後みこまれる専門家の海外派遣の要請の増大を見通し、国際開発に参加する人材の確保と養成については、計画的に対処すること。」

昭和49年5月 国際協力事業団法案に対する国会附帯決議

「国際協力に貢献する人材の確保を図るため専門家の養成、研修および待遇改善に努める」

昭和49年6月 海外経済協力に関する行政監察結果に基づく勧告(行政管理庁)

「例えば専門家を育成、確保し、海外・国内のローテーション・システムを確立するなど、所属分野の専門家の育成について有効な措置を講ずること」

昭和53年8月

わが国技術協力の拡充に関する提言  
(経済団体連合会)

「企業内・企業外を問わず国際人としての専門家の数には  
限度があるので、人材の養成が必須である」

昭和54年7月

海外農林業開発協力推進に係る重点要  
請事項について  
(海外農林業開発協力推進議員懇談会)

「とくにライフ・ワークとして海外協力にたずさわる専門  
家の養成のための具体的方策を早急に確立すること」

昭和54年4月

政府開発援助拡大の实效をあげるため  
の人材養成とその供給強化に関する提  
言(国際開発センター)

「開発専門家の育成機関の強化を図る。そのため現行の民  
間養成機関の育成業務を国の責任において実施し、その規  
模も拡大すること」

昭和54年8月

経済協力行政に関する見解  
(経済団体連合会)

「人造りのための専門家の養成自体についても行政のバッ  
ク・アップの大幅拡大が急務である」

昭和54年12月

対外経済協力審議会意見

「今後予想される派遣者数の増加並びに協力の対象分野及  
び内容の多様化、高度化等に対応して、既存の施設の利用  
を含めた研修施設の拡充及び研修内容の多様化・充実を図

る必要がある。」

昭和55年5月

環太平洋連帯研究グループ報告書  
(政策研究会 環太平洋連帯研究グループ)

## II. 環太平洋連帯の課題

### 3. 人づくり協力・技術協力

#### (2) 日本の協力体制の改善

第一. 技術協力と資金協力の有機的結合により、援助効率を高める。

第二. 相手国の国づくりに十分役立つ専門家の養成に努める。

第三. 現地の人々への技術移転に努力する。

第四. 人づくり協力拡充のため、技術研修生の受入れ先を開拓する。

第五. 専門家に対する経済的保障と同時に、社会的評価を高める。

「日本がかかえている、以上のような問題点の解決に資するため、我々は、より具体的に「技術協力総合センター」の設立を提案したい。

技術協力の専門家は、帰国後国内で職場を見つけることが難しい。したがって、これらの専門家を国内においても活用し得る体制をつくることが肝要である。

そのためのひとつの方法として、これらの専門家をプールし、彼らがその経験を生かして、発展途上国からの研修生の指導や、科学技術の研究開発に従事し、さらに若干の技術協力専門家の養成にあたり得る体制をつくることが望ましい。人材養成、研修実習、および研究活動を一体として同時に実施するねらいをもった「技術協力総合センター」の設立が必要とされるゆえんである。」

昭和55年11月 対外経済協力審議会答申

「技術協力は、開発途上国の「国造り」の担い手となる人材の育成、即ち「人造り」を行うことにより、これら諸国の技術水準を向上させ、もって相手国の民生安定と福祉の向上に貢献することを主たる目的とするが、技術協力は、また、人と人との交流を通じて行われるため、国際間の友好親善に寄与するという効果を持っているので、当審議会意見書「開発途上国の人造りに対する協力の推進とこの協力に従事する我が国の人材の養成確保について」（昭和54年12月付け）に沿って今後も積極的に拡充強化していく必要がある。」

昭和55年12月 技術協力専門家養成確保総合検討委員会提言

「（専門家養成確保上の問題を抜本的に解決するためには、

国内啓発活動の強化、外部組織からの良質専門家確保に必要な措置、および国際協力事業団独自に人材を確保するための養成確保の拡充を図る必要がある。そして、同事業団が確保する人材はライフ・ワーク専門家として、海外・国内の技術協力に従事できるよう、そのローテーションを考慮し、活用を図るべきである。)

このような専門家養成確保を與効的に行うためには、そのための「組織」が必要である。

-----国際協力事業団に、このような「組織」が設置されることが最も適當である。同事業団の構想する国際協力総合研修所については、同研修所がこのような「組織」としての機能を充分果すものであることが必要であり、このため、さらに具体的な検討を進めるべきである。」

昭和56年4月

技術協力専門家養成確保総合検討専門  
委員会の検討結論

- (1) 専門家養成確保対策は緊要である。
- (2) ライフ・ワーク専門家を事業団自ら保有する必要がある。
- (3) 現行の養成研修は刷新強化する必要がある。
- (4) 技術協力に関する調査研究を実施する必要がある。
- (5) 情報活動を強化・拡充する必要がある。

(6) 啓発活動の強化が必要である。

(7) 専門家の処遇改善及びそのための制度及び、制度運用の改善を積極的に行なう必要がある。

(8) 総合研究所構想は、早急に実現を図る必要がある。

以上のような結論に達したが、なお、今後引続き総合研究所設置方針の確認及び細部計画の策定につき、詳細な検討をする必要がある。」

昭和56年12月 研究紀要、「技術移転の教育学」  
(財)能力開発工学センター)

#### V. 技術移転への社会的体制—技術移転総合機構の機構を考 える—

##### (6) 国際協力の場合としての総合機構

「----- わが国がこれから国際社会の中で経済協力をなし、技術移転を行なって産業調整を実現するという方向への歩みを具体的にとるとすれば、それにふさわしい社会的体制をもっていないてはならないであろう。-----。それをかりに一つの社会的機構として言い表わしてみると、たとえば「技術移転総合機構」というようなものになると考えられる。-----。それは、現在の

体制として考えれば、国際協力事業団を更に充実させるということではよいかも知れない。」

昭和57年4月 第ス次臨時行政調査会報告案要旨

第一部会報告案要旨

第ス 重要行政施策の在り方

Ⅷ 経済協力

(4) 経済協力事業の効率性の確保

『Ⅰ. 政府及び実施機関において、政府開発援助に関与する専門的能力を具えた人材の養成確保を行う。』

資料5 技術協力専門家養成確保総合検討委員会  
(昭和55年度)及び同専門検討委員会  
(昭和56年度)委員名簿

(1) 技術協力専門家養成確保総合検討委員会委員名簿  
(昭和55年度)

稻 葉 秀 三	国民経済研究会顧問
大 島 恵 一	東京大学教授
小 倉 武 一	日本銀行政策委員
河 合 三 良	(財)国際開発センター理事長
斉 藤 優	中央大学教授
中 根 干 枝	東京大学教授
平 井 富三郎	前日本在外企業協会会長
法 眼 晋 作	国際協力事業団顧問
水 上 達 三	日本貿易協会会長

(50音順. 敬称略)

(2) 技術協力専門家養成確保総合検討専門委員会  
委員名簿(昭和56年度)

分野	氏名	現職
総括(委員長)	遠藤 寛二	国際協力事業団 専門技術嘱託
技術協力政策	伴 正一	弁護士
農林水産	大戸 元長	海外農業開発協会 専務理事
鉱工業	江崎 弘造	新エネルギー総合開発機構 理事
保健・医療	佐々 学	帝京大学 教授
運輸	信沢 利世	海外鉄道技術協力協会 常務理事
通信	松橋 達良	電信電話工事協会 専務理事
教育・職業訓練	高沢 俊雄	日本化学工業協会 常任理事
建設	長尾 蒨	新構造技術株式会社 会長



